

東北公益文科大学における公的研究費不正防止計画

[平成 27 年 3 月 27 日制定]

[平成 30 年 6 月 26 日改正]

1 本計画の趣旨

本計画は、東北公益文科大学における公的研究費の使用・管理に関する規程（平成 27 年 3 月 25 日制定）第 9 条に基づき、公的研究費の使用・管理における不正防止を図るため、具体的な対応策を定めるものである。

2 不正防止計画策定の基本方針

不正防止計画は、本学における公的研究費の使用・管理に係る実態の把握及び検証結果に基づき、不正を発生させる要因に対して本学が優先的に取り組むべき事項を具体的に定めるものとする。

3 不正防止組織体制

- (1) 公的研究費の管理は本学が管理する。（東北公益文科大学における公的研究費の使用・管理等に関する規程（以下「公的研究費規程」という。）第 4 条）
- (2) 最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者等を定め、組織内の責任体制の明確化を図る。（公的研究費規程第 5 条～第 8 条）
- (3) 研究活動推進委員会が不正防止計画、コンプライアンス教育の推進を担当する。（公的研究費規程第 11 条）
- (4) 公的研究費の申請、管理及び経理等に関する事務は、事務局の大学戦略推進室及び総務課が行う。（公的研究費規程第 14 条）
- (5) 公的研究費の経理等に関する相談、購入物品の検収等は事務局の大学戦略推進室が担当する。（公的研究費規程第 16 条、第 17 条）
- (6) 監査の実施について定める。（公的研究費規程第 18 条）
- (7) 公的研究費の不正に係る報告、通報及び不正に対する措置等について体系化を図る。（公的研究費規程第 19 条～第 22 条）

4 不正を発生させる要因と不正防止策

| 不正の発生要因 | 対応する不正計画 | 具体的行動 |
|-------------------------------|-------------------|---|
| ① 不明瞭な責任体制 | 責任体制の明確化を図る。 | 公的研究費規程に不正防止組織体制を明記し、それぞれの責任者及び組織が公的研究費の不正防止に取り組む。 |
| ② 規程、研究費の使用ルール、研究費の使用ルールの理解不足 | 関係規程や使用ルールの周知を図る。 | 公的研究費規程に、公的研究費の使用等に関するルール等を明記する。（第 13 条） 説明会等を実施し、関係規程や使用ルール等の周知を図る。 |

| | | |
|---|--|---|
| ③ 年度末に経費の執行が集中する。(年度を超えて使用するために預け金などの不正を誘因) | 研究費の執行状況の確認・指導の実施を行う。 | 各研究者に対し、担当課から四半期ごとに研究費の執行状況を通知する。 コンプライアンス推進責任者が研究費の執行状況の確認を行い、必要な指導を行う(第15条第1項)。 研究計画の遅れが解消されない場合は、繰越制度の活用、研究費の返還等の改善策をコンプライアンス推進責任者が提示する(第15条第2項) |
| ④ 物品等の検収の形骸化 | 検収制度の徹底を図るとともに、検収方法等について検討を行う。 | 月2回の検収を継続する。 物品以外の検収方法について効果的な方法を検討する。 内部監査において、検収の実施状況について抽出調査し、その方法等について評価を行う。 |
| ⑤ 発注先の集中化(業者との癒着を生む懸念が発生する。) | 発注ルールの見直しを行うとともに周知を図る。 | 用品費についても3社以上の見積もりを必要とし、公明な発注を推進する。 発注ルールの周知を図る。 |
| ⑥ アルバイト等の勤務場所が研究室等であり、勤務実態が不明 | 勤務実態の確認手法を検討し、確実な勤務実態把握を行う。 | アルバイト等の出勤簿の管理を事務室で行い、勤務実態の確実な把握を行う。 |
| ⑦ 旅行実態の確認が不十分 | 旅行実態の把握手法の検討を行い、実態にあった旅費の支出を行う。 現在のルールの徹底を図る。 | 航空機利用の場合は、旅行後の搭乗券の提出を求めることとし、抽出しての宿泊先への確認も検討を行う。 以下のルールの徹底を図る。 ・「研究旅行伺」の学部長への提出 ・合理的、経済的な旅行日程、経路に基づく旅費の支出 ・出張目的の明示した資料の提出 ・「研究旅行伺」の事後提出の禁止(旅費の不支給) |

5 不断の見直し

本不正防止計画は、公的研究費の使用・管理に関する不正の防止を図るため、本学における当面取り組むべき具体的な行動を掲げたものであり、今後も継続してモニタリング等により不正発生要因の把握と検証を進め、必要に応じて追加、見直しを行う。